

## 石破国家戦略特別区域担当大臣記者会見要旨

日時 平成 27 年 3 月 3 日（火） 18：03～18：08

場所 首相官邸ロビー

### （冒頭発言）

国家戦略特別区域諮問会議第 12 回が終わりました。私から、今常会に提出する国家戦略特別区域改正法案に盛り込む追加の規制改革事項について説明をし、農業分野は最終調整中であり、できるだけ急ぎたいと思っております。次に、地方創生特区の指定に関しましては、新たな提案や近未来技術実証特区に関する追加提案の状況をご紹介しますところであります。規制改革事項の追加について、八田議員から検討状況を報告いただきました。他の議員からも極めて有益なご意見をいただいたところであります。詳細は後ほど事務方から説明させます。総理からの発言はお聞きおよびのとおりであります。以上。

### （質疑応答）

問： 追加の規制改革事項の「都市公園内における保育所設置の解禁」の意義について。

答： これは公園というのは国土交通省都市局がやるもの、保育所というのは厚生労働省雇用均等・児童家庭局がやるものであるということで、公園というのは広く遍く大勢の人に開放されなければならないものという理念があり、保育所の場合には、保育というものが社会福祉の一環であるということのもとに、今まで色々な要請をいただいたところですが、考えてみれば、公園という所で保育が行われるというのは良いことではないだろうか。広く遍く大勢の人に解放されるということで、そういうものを阻んでいるということは、これからの時代と折に合わないのではないだろうか。そしてまた、子供達の健全な社会福祉としての保育というものを実践する上において、このふたつをマッチングさせるということは意義があるのだと思っております。それぞれの趣旨を滅却しないということを念頭に置きながら進めてまいりたいと考えております。

問： 農業分野ですが、生産法人の出資要件緩和、まだ関係省との調整が進んでいますが、岩盤規制の象徴的な分野なんですけれども、春までにはどこまで行けそうですか。

答： これは、これから先まさしく農業の担い手として株式会社というものを考えるべ

きであると。私が農林水産大臣の時に農地法の改正があったが、やはり自作農主義の自然人でなければならないと、自ら所有するものが耕作することをもって最も適切と認めるという条文だった。それを法人にも広げるのだが、構成員をどうするのかという議論。また、株式会社が土地を所有することについては、それをゴミ捨て場にしてしまったらどうするのかという話はいつもあり、それぞれの自治体において厳しい罰則を科す、あるいは原状回復義務を課す、あるいはその費用も負担する、場合によっては収用等を行う、それはまた議論があるところだと思いますが、そういった、株式会社が儲からなくなったら何をするか分からないといった懸念を払しょくした上でも、なおだめだということであれば、それはなぜなのだということを関係省においてきちんと立論をしていただきたいということでございます。このまま行くと農業の担い手というものがなくなる、多様な担い手というものがあって然るべきではないか。特区をやっても駄目ということになれば、やっぱり駄目ということになるわけで、そこは感情のお話ではなく、これが多様な担い手を確保する、農業従事者のサステナブルな状況という趣旨でプラスだと思うのかという点において、再度詰めた議論が行われるということだと承知しております。

問： 先ほど総理の方から法案提出に向けて議論を進めて欲しいということでしたが、いつ頃を目指して。

答： 早ければ早いほど良いでしょう。いつでも良いという話にはならないので。特に農業分野については、今副大臣の段階でいろんな話をしており、さらに事務方で、今申し上げたような議論について、農水省側がそれでもダメだと、検討を加えることもダメというのであれば、何故だということはきちんとご説明いただかないといけないのではないかと私自身は思っております。それは農水省のみならず、与党の中においてもいろいろなご議論があるかというふうに思っておりますが、そこはクリアに論点を示して、我々が政府として目指さねばならないのは、農業者の持続的な維持ということであって、それにプラスかマイナスかという点において議論は集約されたいと思っております。

問： いつ頃までに。

答： 早ければ早いほど良い。